平成２６年（フ）第２０５７号
愛知県弥富市平島町甲新田51番地４　コーポハットリＣ１－２
破産者　**角**田　　正
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５０号
神戸市須磨区北落合３丁目１番366―403号
破産者　安田　　稔
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７９号
兵庫県高砂市高須17番８号、申立時の住所兵庫県明石市二見町東二見2028番地の37
破産者　辻岡商店こと　辻岡　正彦
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
神戸市西区王**塚**台３丁目９番地　第２イワサキビル101号、開始決定時住所神戸市西区南別府４丁目263番地の79
破産者　川井米穀店ことお米のかわいこと　川井　新一
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
兵庫県明石市松江52番地の６
破産者　重　美智子
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
神戸市西区岩岡町岩岡619番地の58　タウンハウス岩岡８－５号、前住所神戸市西区岩岡町岩岡619番地の17
破産者　籔本　千恵
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
神戸市西区学園西町７丁目３番地　730―503号
破産者　内田酒店こと　内田　浩平
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４５５号
広島市東区戸坂新町２丁目34番15―104号
破産者　中祖　福巳
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５６号
広島市東区戸坂新町２丁目34番15―104号
破産者　中祖　壽子
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９９２号
広島市東区尾長西１丁目８番10―405号
破産者　瀬戸内料理くにさだこと　國貞　浩之
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４２号
広島県福山市引野町１丁目24番29号
破産者　塩出　悦子
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４９号
山口県周南市大字呼坂1100番地の275、前住所山口県周南市新清光台２丁目４番６号
破産者　弘中真由美
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１２１号
山口県周南市泉原町10―１　泉原病院、住民票上の住所山口県周南市大内町２番30号
破産者　藤井　松江
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第４２６号
鹿児島県いちき串木野市羽島9966番地
破産者　塩屋　千草
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁町335番地、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市加治屋町７番８―706号
破産者　久留　世羽
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
北海道旭川市緑が丘１条２丁目１番地の１市住3046号
破産者　栗本　信枝（旧姓工藤）
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７６号
釧路市中島町13番14号　長岡方
破産者　山際　敏夫
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２０３号
釧路市愛国西２丁目３番18号
破産者　バラエティーギフトこと　米谷　裕子
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２１８号
北海道釧路郡釧路町若葉３丁目54番地　ひまわりハイツ若葉102号室
破産者　佐藤　典昭
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所